

○草津市隣保館等運営審議会規則

昭和46年3月27日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立隣保館条例(昭和46年草津市条例第9号)第4条に規定する草津市隣保館等運営審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱し、任命する。

- (1) 関係機関・団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権政策部人権政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に、定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年4月1日規則第16号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年6月30日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月16日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年10月27日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日規則第38号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成14年4月1日規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第23号)抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日規則第8号)抄

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月29日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日規則第18号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる部または課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権市民協働部	まちづくり協働課	まちづくり協働部	まちづくり協働課
	市民センター		市民センター
	人権政策課	人権政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
健康福祉部	子ども家庭課	子ども家庭部	子ども家庭課